

別添

一般旅券に係る各種処分に関する審査基準

平成27年5月18日改定

1. 一般旅券発給申請時の提出書類

(1) 渡航先及び渡航目的によって特に必要とされる書類(法第3条第1項第五号)

有効期間内の申請で旅券の残存有効期間が1年以上の切替発給申請時には、事情説明書、会社からの出張・赴任命令書等を求める。

(2) その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類(法第3条第1項第六号)

居所申請に当たり特別に提示又は提出を求める書類として査証又は再入国許可のある旅券、外国人登録証、永住証明書、再入国許可証、その他在留国政府が滞在を許可することを証明する公文書

2. 一般旅券の二重発給申請

保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合(法第4条の2)

現に所持する旅券面に渡航の障害となる対立関係国(地域)の入国査証、入出国証印がある場合

対立関係国:イスラエルとイラク、イラン、レバノン、リビア、サウジアラビア、スーダン、シリア、イエメン、ソマリアの計9か国が対立関係にある。

3. 有効期間内の旅券の残存有効期間が1年以上ある切替申請

保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認めるとき。(法第11条第四号)

就労、留学、ワーキングホリデー目的により1年を超える査証を取得する場合で申請者が事情説明書、会社からの出張・赴任命令書、入学許可書、在日外国公館からの査証申請書・説明書を提出するとき。

4. 一般旅券交付時の本人出頭免除

(1) 病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により出頭を免じる場合(法第8条第3項)

臓器移植や特殊な手術のため外国に渡航する必要があり、又は身体の障害により出頭が困難な場合であつて、その者の身元が明らかなきとき。国内においては、交通至難の事情による出頭免除は認めない。交付時出頭免除願書を疎明資料(医師の診断書、又は身体障害者手帳等)と共に交付に先立って提出させる。

(2) 確実に受領できると認められる最も適当な方法により交付(法第8条第3項)
原則、職員の派遣をもって交付する。

5. 紛失一般旅券等届出時の本人出頭免除

病気、身体障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により出頭を免じる場合(法第17条第2項)

病気等による入院又は身体障害により出頭が困難な場合。国内においては、交通至難の事情による出頭免除は認めない。紛失一般旅券等届出時出頭免除願書を疎明資料(医師の診断書、又は身体障害者手帳等)と共に提出させる。